○湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例

昭和52年２月１日
条例第13号

（趣旨）

第１条　この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めるものとする。

（給与の口座振替）

第１条の２　給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

（給与からの控除）

第１条の３　職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

（１）　神奈川県市町村職員共済組合の共済貯金及び貸付償還金並びに公立学校共済組合の貸付償還金

（２）　職員が定期に支払う生命保険等の団体保険料

（３）　職員の福利厚生のための同好会等の会費

（給料）

第２条　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

（給料表）

第３条　給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（１）　行政職給料表（一）　　（別表第１）

（２）　行政職給料表（二）　　（別表第２）

２　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表（別表第３）に定めるところによる。

（初任給及び昇給の基準等）

第４条　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

２　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定する。

３　職員の昇給は、規則で定める日に、同日前１年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

４　前項の規定により職員（55歳を超える職員（規則で定める職員のうち、56歳以上の年齢で規則で定める年齢以上である職員を除く。第６項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務

した職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
5　前項の規則で定める職員のうち、56歳以上の年齢で規則で定める年齢以上である職員に関する同項の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは、「２号給」とする。
6　55歳を超える職員の第３項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
7　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
8　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
9　第３項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。
10　法第22条の４第１項又は第22条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する級に応じた額に、湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成６年湯河原町真鶴町衛生組合条例第２号）第２条第３項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（育児短時間勤務職員等の給料月額）

第４条の２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務職員等の受ける給料月額に湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

（任期付短時間勤務職員の給料月額）

第４条の３　育児休業法第18条第１項又は湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年湯河原町真鶴町衛生組合条例第７号）第４条の規定により、採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第４条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第２条第４項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の支給方法等）

第５条　給料の計算期間は月の初日から末日までとし、その支給日は任命権者が定める。
２　新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
３　職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
４　職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
５　第２項又は第３項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって算出する。

（扶養手当）

第６条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
（１）　配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
（２）　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子
（３）　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫
（４）　満60歳以上の父母及び祖父母
（５）　満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹
（６）　心身に著しい障害がある者
３　扶養手当の月額は、前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき6,500円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき10,000円とする。
４　扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
第７条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合は、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。
（１）　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
（２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては当該職員が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合において当該職員に同項第１号に掲げる事実が生じたとき

はその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職、免職又は死亡した場合においてはそれぞれ当該職員が退職、免職又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（１）　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

（２）　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

（３）　職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第７条の２　民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に地域手当を支給する。

２　地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第７条の３　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

（１）　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）

（２）　第７条の５第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を越える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

（１）　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア　月額27,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から16,000円を控除した額

イ　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

（２）　前項第２号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（通勤手当）

第７条の４　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（１）　通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

（２）　通勤のため自動車その他の交通用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（３）　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　前項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員とは、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第３に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員であって、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものをいう。

３　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　第１項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、運賃、料金、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「普通交通機関等（新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額」という。）。ただし、普通交通機関等に係る通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下

「１箇月当たりの普通交通機関等に係る通勤手当の額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの普通交通機関等に係る通勤手当の額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（２）　第１項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第７条の６第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア　自動車等の使用距離（以下この号及び第６項第１号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　2,000円

イ　使用距離が片道５キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円

ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円

エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,000円

オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　12,900円

カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　15,800円

キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　18,700円

ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　21,600円

ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　24,400円

コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　26,200円

サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　28,000円

シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　29,800円

ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　31,600円

（３）　第１項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して第６項に定める区分に応じ、前２号に定める額（１箇月当たりの普通交通機関等に係る通勤

手当の額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第１号に定める額又は前号に定める額

4　公所を異にする異動又は在勤する公所の移転に伴い、所在する地域を異にする公所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則に定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該異動又は公所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　新幹線鉄道等に係る通勤手当　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の２分の１に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が２以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、１箇月当たりの特別料金等２分の１相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（２）　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

5　普通交通機関等に係る通勤手当の額は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（１）　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　通用期間が支給単位期間である定期券の価額。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均１箇月当たりの通勤所要回数の少ない者（以下「交替制勤務者等」という。）について、この額が次号の場合による額を超えるときは、同号の場合による額とする。

（２）　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務者等にあっては、平均１箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

6　第３項第３号に規定する第１項第３号に掲げる職員の区分及びこれに対応する第３項第３号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員　第3項第1号及び第2号に定める額（1箇月当たりの普通交通機関等に係る通勤手当の額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（2） 第1項第3号に掲げる職員のうち1箇月当たりの普通交通機関等に係る通勤手当の額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次号において同じ。）が第3項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同項第1号に定める額

（3） 第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの普通交通機関等に係る通勤手当の額が第3項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。）　同項第2号に定める額

7　通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

8　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

9　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

10　職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたり通勤しない場合は、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。

11　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第7条の5　公所を異にする異動又は在勤する公所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公所の移転の直前の住居から当該異動又は公所の移転の直後に在勤する公所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

２　単身赴任手当の月額は、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
３　第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（在宅勤務等手当）

第７条の６　住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について１箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。
２　在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
３　前２項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（特殊勤務手当）

第８条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
２　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
（１）　ごみの処理作業に従事する職員の特殊勤務手当
（２）　技術職務に従事する職員の特殊勤務手当
３　ごみの処理作業に従事する職員の特殊勤務手当は、ごみの処理作業に従事したときに支給し、その額は、日額500円とする。ただし、７月１日から８月31日までの間にごみの処理作業に従事したときに支給する特殊勤務手当は、日額800円とする。
４　技術職務に従事する職員の特殊勤務手当は、機械の操作及び現場監督等の職務に従事したときに支給し、その額は、勤務１月につき当該職員の給料月額の100分の10に相当する金額の範囲内で組合長が定める。

（給与の減額）

第９条　職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除くほか、その勤務しない１時間につき第12条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第10条　正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務１時間につき第12条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に

応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

（１）　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第３項において同じ。）における勤務

（２）　前号に掲げる勤務以外の勤務

２　前項の規定にかかわらず、湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第５条の規定により、あらかじめ同条例第３条第２項又は第４条により割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第12条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

３　定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する第１項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

４　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が１箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第２項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第12条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、第１項の規定による勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）、第２項の規定による勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

５　湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第８条の４第１項に規定する時間外勤務代休時間（以下この項において「代休時間」という。）を指定された場合において、当該代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時

間１時間につき、第12条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、第１項の規定による勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）から同項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第２項の規定による勤務にあっては100分の50から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

６　第１項ただし書及び第３項に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前２項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「同項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第11条　職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

２　休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき第12条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

３　この条例において休日とは湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第９条に規定する日をいう。

（夜間勤務手当）

第11条の２　正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した時間に対して勤務１時間につき、次条に規定する勤務１時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務１時間当たりの給与額）

第12条　前３条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める１年間の勤務時間数で除して得た額とする。

（宿日直手当）

第13条　宿直勤務又は日直勤務を命ぜられその勤務に服した職員には、その勤務１回につき10,000円を超えない範囲内において、任命権者が別に定める基準により宿日直手当を支給する。

２　前項の勤務は第10条、第11条第２項及び第11条の２の勤務に含まれないものとする。

（管理職手当）

第14条　管理又は監督の地位にある職員の職のうち任命権者が指定する職を占める職員には、その勤務の特殊性に基づき当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で管理職手当を支給する。

２　前項の規定により管理職手当を支給される職員には、第10条、第11条第２項、第11条の２及び前条第１項の規定は適用しない。

（管理職員特別勤務手当）
第14条の２　前条第１項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
２　前項に規定する場合のほか、前条第１項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）　第１項に規定する場合　同項の勤務１回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）
（２）　前項に規定する場合　同項の勤務１回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額
（期末手当）
第15条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第15条の３までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第15条の３においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第17条第５項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）　６箇月　100分の100
（２）　５箇月以上６箇月未満　100分の80
（３）　３箇月以上５箇月未満　100分の60
（４）　３箇月未満　100分の30
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。
４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
５　行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が４級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額

に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

6　第２項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は規則で定める。

7　任命権者が必要と認める場合は、町長の承認を得て第２項の規定による期末手当の額を増額することができる。

第15条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（１）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

（２）　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第４項の規定により失職した職員

（３）　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第15条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

（２）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第１項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。た

だし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

（１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

（２）　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

（３）　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

４　前項の規定は、任命権者が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

５　任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

第16条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該職員に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当及び管理職手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4　第15条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第５項中「前項」とあるのは「第16条第３項」と読み替えるものとする。

5　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第15条の２中「前条第１項」とあるのは「第16条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第16条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項の規定により任命権者が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（扶養手当等の支給方法）

第16条の２　扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当は、月の初日から末日までを計算期間とし、扶養手当、地域手当及び管理職手当にあっては当月の分をその月の給料支給日に、その他の手当にあっては翌月の給料支給日に支給する。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第16条の３　第６条、第７条及び第７条の３の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

（休職者の給与）

第17条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり法第28条第２項第１号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2　職員が結核性疾患にかかり、法第28条第２項第１号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、次に定めるところにより給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当の全額を支給する。

（１）　職員の休職前の在職期間が５年以上の場合　休職期間が３年に達するまで

（２）　職員の休職前の在職期間が２年以上５年未満の場合　休職期間が２年６月に達するまで

（３）　職員の休職前の在職期間が２年未満の場合　休職期間が２年に達するまで

3　職員が前２項以外の心身の故障により法第28条第２項第１号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が１年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4　職員が法第28条第２項第２号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5　第２項又は第３項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第15条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項

の規定により任命権者が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。

６　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第15条の２及び第15条の３の規定を準用する。この場合において、第15条の２中「前条第１項」とあるのは、「第17条第５項」と読み替えるものとする。

（給料の訂正）

第17条の２　職員の給料の決定に誤りがあり、組合長がこれを訂正しようとする場合において、その訂正（昇給期間の短縮を含む。）を将来に向つて行うことができる。

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、昭和52年２月１日から施行する。

（行革関連特例法による特例給付を受ける職員の扶養手当の特例）

２　昭和57年６月から昭和60年５月までの間、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和56年法律第93号）第11条第１項の規定による給付を受ける職員に対する第６条の規定の適用については、同条第４項中「児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当の支給」とあるのは「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和56年法律第93号。以下「行革関連特例法」という。）第11条第１項の規定による給付（以下「特例給付」という。）」と、「当該児童手当に係る同法第４条第１項」とあるのは「当該特例給付に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第４条第１項」と、「同法第６条第１項の規定による当該児童手当」とあるのは「行革関連特例法第11条第２項において準用する児童手当法第６条第１項の規定による当該特例給付」と、「その数が当該児童手当」とあるのは「その数が当該特例給付」とする。

３　職員に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）附則第５条第２項に規定する育児休業給が支給される間、第２条中「及び勤勉手当」とあるのは、「、勤勉手当及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）附則第５条第２項に規定する育児休業給」とする。

（期末手当の額の特例）

４　平成６年３月１日に在職する職員のうち、平成５年12月に期末手当を支給され、かつ、同月１日以降引き続き在職する職員に係る平成６年３月に支給される期末手当の額については、第15条第２項の規定にかかわらず、同項の規定による当該期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から、平成５年12月１日現在において当該職員が受けるべき給料の月額等の合計額（同条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の10を乗じて得た額に、同日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区

分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額（当該額が期末手当額を超える場合にあっては、期末手当額）を差し引いた額とする。

（期末手当の額の特例）

5　平成７年３月１日に在職する職員のうち、平成６年12月に期末手当を支給され、かつ、同月１日以降引き続き在職する職員に係る平成７年３月に支給される期末手当の額については、第15条第２項の規定にかかわらず、同項の規定による当該期末手当の額（以下「期末手当額」という。）から、平成６年12月１日現在において当該職員が受けるべき給料の月額等の合計額（同条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額その他の額の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。）に100分の10を乗じて得た額に、同日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額（当該額が期末手当額を超える場合にあっては、期末手当額）を差し引いた額とする。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

6　平成21年６月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第15条第２項及び第16条第２項第１号の規定の適用については、第15条第２項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第16条第２項第１号中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

（55歳を超える職員の給料月額の減額支給等について）

7　平成31年３月31日までの間、55歳を超える職員（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が５級以下であるもの又は再任用職員であるもの及び行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。以下この項において「特定職員」という。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該特定職員の給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該特定職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該給料月額を当該特定職員の給料月額から減じた額）を減じて支給するものとする。

8　前項の規定の適用を受ける職員に係る第12条に規定する勤務１時間当たりの給与額の算出並びに第15条第４項に規定する期末手当基礎額及び第16条第３項に規定する勤勉手当基礎額における給料の月額は、同項の規定により減額された後の給料を給料の月額とする。

（平成23年度及び平成24年度における期末手当の特例）

9　職員（行政職給料表（二）の適用を受ける職員を除く。次項において同じ。）に係る平成23年６月、同年12月、平成24年６月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第15条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額とする。

（平成23年度及び平成24年度における勤勉手当の特例）

10　職員に係る平成23年６月、同年12月、平成24年６月及び同年12月に支給する勤勉手当の額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額とする。

（期末手当及び勤勉手当の特例）

11　当分の間、第15条第４項中「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の月額（管理職手当にあっては、湯河原町真鶴町衛生組合職員の管理職手当に関する規則（平成21年湯河原町真鶴町衛生組合規則第１号）附則第２項による管理職手当額の特例の適用前の額）」と、第16条第２項第１号及び同条第３項中「管理職手当の月額」とあるのは「管理職手当の月額（管理職手当にあっては、湯河原町真鶴町衛生組合職員の管理職手当に関する規則附則第２項による管理職手当額の特例の適用前の額）」とする。

12　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の４月１日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第３条第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第４条第１項、第２項、第４項及び第６項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（１）　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

（２）　湯河原町真鶴町衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和59年湯河原町真鶴町衛生組合条例第１号）第８条第１項又は第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第５条に規定する職を占める職員

（３）　湯河原町真鶴町衛生組合職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

14　法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第３条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第３条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

16　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17　附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18　附則第14項又は前２項の規定による給料を支給される職員に対する第15条第５項（第16条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第15条第５項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第12項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

19　附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和53年１月12日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和52年４月１日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

２　昭和52年４月１日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

３　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等を

したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

5　切替期間において、改正前の条例第９条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第９条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第９条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第９条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第９条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和53年３月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

6　職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第９条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附　則（昭和53年12月18日条例第２号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和53年４月１日から適用する。

（最高号給の切替え等）

2　昭和53年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受

けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号級又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

6　昭和53年12月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は同条第２項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

7　前項の差額を加算して昭和53年12月の期末手当の支給を受けた者の昭和54年３月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第18条第２項の規定にかかわらず前項の差額に相当する額（同条の規定による同月の期末手当の額が、前項の差額に満たない場合には、同条の規定による同月の期末手当の額）を同条の規定による同月の期末手当の額から差引いた額とする。

（給与の内払）

8　職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（期末手当については、改正後の条例第18条又は附則第６項）の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

9　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和54年12月26日条例第３号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条の改正規定及び附則第７項の規定は、昭和55年４月１日から施行する。

2　この条例（第４条の改正規定を除く。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は昭和54年４月１日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3　昭和54年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動があった職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（昇給に関する経過措置）

7　昭和55年４月１日前から引き続き在職する職員のうち、同日において改正後の条例第４条第８項の規則で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける号給又は給料月額が改正前の条例第４条第４項の規則で定める年齢に達した日に受けていた号給の２号給上位の号給又はこれに準ずるものとして規則で定める号給若しくは給料月額（以下この項において「２号給上位号給等」という。）である職員及び２号給上位号給等を超えている職員を除く。）については、改正後の条例第４条第８項本文の規定にかかわらず、改正前の条例第４条第４項の規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第６項ただし書の規定による２号給上位号給等までの昇給の例に準じて、規則の定めるところにより、昇給させることができる。同年４月１日後に改正後の条例第４条第８項の規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

（住居手当に関する経過措置）

8　切替期間において、改正前の条例第９条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第９条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第９条の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。この条例の施行の際改正前の条例第９条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第９条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和55年３月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

9　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

10　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和55年12月20日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和55年４月１日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3　昭和55年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、規則の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年条例第３号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第７項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和56年12月23日条例第６号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和56年４月１日から適用する。ただし、改正後の条例第８条第２項の規定及び第11条第３項の規定は、昭和57年４月１日から適用し、改正後の条例第16条第１項の規定は、昭和57年１月１日から適用する。

（行政職給料表（二）適用職員の切替）

3　昭和56年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、行政職給料表（二）の適用を受けていた職員（職務の等級の最高の号給及び最高の号給を超える給料月額を超える号給を受けていた職員を除く。以下「号給職員」という。）の切替日における等級並びに号給は、その職員の切替日の前日における等級並びに号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表の切替表（以下「切替表」という。）に定める等級並びに号給とする。

（旧号給を受けていた期間の通算）

4　前項の規定により切替日における等級並びに号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の条例第４条第４項の規定の適用については、その職員が旧号給を受けていた期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

（旧号給を受けていた期間の特例）

5　号給職員のうち、その職員の旧号給が切替表に期間の定めのある号給である職員に対する切替日以降における最初の条例第４条第４項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、その職員が旧号給を受けていた期間から当該号給に対応する切替表に定める期間を減じた期間を、切替日における号給を受ける期間に通算する。

（最高号給等を超える職員の切替え等）

6　切替日の前日において、改正前の条例の規定により職務の等級の最高の号給及び最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給

又は給料月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

７　切替日からこの条例施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における等級号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

８　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給の基礎）

９　前６項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

10　切替期間において、改正前の条例第９条第１項の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第９条第１項の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９条第１項の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第９条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第９条第１項の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第９条第１項の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９条第１項の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和56年３月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

11　昭和56年６月１日又は12月１日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（期末手当にあつては改正前の条例第22条第４項の規定の適用を受けていた職員及び改正前の条例第18条第１項の規則で定める職員、勤勉手当にあつては、改正前の条例第19条第１項の規則で定める職員を除く。）を含む。）に対して昭和56年６月又は同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第18条第２項及び第19条第２項の適用については、

改正後の条例第18条第２項中「受けるべき」とあるのは「湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年湯河原町真鶴町衛生組合条例第６号）による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定により受けるべきであつた」と、改正後の条例第19条第２項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであつた」とする。

12　昭和57年３月１日（以下この項において「基準日」という。）に在職する職員（基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した職員（改正後の条例第22条第４項の規定の適用を受けている職員及び改正後の条例第18条第１項の規則で定める職員を除く。）を含む。）に対して昭和57年３月に支給する期末手当に関する改正後の条例第18条第２項の規定の適用については、同項中「受けるべき」とあるのは「湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和56年湯河原町真鶴町衛生組合条例第６号）による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定が適用されているものとした場合に、改正前の条例の規定により受けるべきこととなる」とする。

（給与の内払）

13　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

14　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表　略

附　則（昭和58年１月12日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和57年６月１日から適用する。

附　則（昭和58年12月10日条例第２号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年４月１日から適用する。

（最高号給等を超える職員の切替等）

２　昭和58年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

３　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例

の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和59年12月27日条例第３号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第１項及び第19条第１項の改正規定は、昭和60年４月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年４月１日から適用する。

（最高号給を超える職員の切替え等）

3　昭和59年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職

員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第７項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和60年12月25日条例第６号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条第４項の改正規定は、昭和61年６月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定及び附則第12項から第14項までの規定は、昭和60年７月１日から適用する。ただし、改正後の条例第８条第２項の規定は、昭和60年10月１日から適用する。

（職務の級への切替）

3　昭和60年７月１日（以下「切替日」という。）の前日から引続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第１に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替等）

4　前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員（附則第６項に規定する職員を除く。）の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第２の新号給欄に定める号給とする。

5　前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の条例第４条第４項又は第６項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（組合長の定める職員にあつては、組合長の定める期間。以下この項において同じ。）を新号給を受ける期間に通算する。ただし、切

替日の前日において56歳に達していない職員のうち、旧号給が旧等級の最高の号給であつて新号給が職務の級の最高の号給以外の号給となるものについては、その者の旧号給を受けていた期間のうち12月を超える期間は、この限りでない。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

6　切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合長が定める。

（切替期間における異動者の職務の級及び号給等）

7　切替日からこの条例の施行の日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例（附則第１項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

8　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

9　附則第３項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第７項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

10　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

11　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（湯河原町真鶴町衛生組合議会議員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

12　湯河原町真鶴町衛生組合議会議員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（湯河原町真鶴町衛生組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例の一部改正）

13　湯河原町真鶴町衛生組合特別職の職員の給料及び旅費に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（湯河原町真鶴町衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正）

14　湯河原町真鶴町衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表第1

職員の職務の級への切替表（附則第３項関係）

給料表	旧等級	職務の級
行政職給料表（一）	４等級	１級
	３等級	２級
	２等級	３級
	１等級	４級
行政職給料表（二）	４等級	１級
	３等級	２級
	２等級	３級
	１等級	４級

附則別表第2

職員の号給の切替表（附則第４項関係）

イ　行政職給料表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	１級	２級	３級	４級
1	1	1	1	1
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
4	4	4	4	4
5	5	5	5	5
6	6	6	6	6
7	7	7	7	7
8	8	8	8	8
9	9	9	9	9
10	10	10	10	10
11	11	11	11	11
12	12	12	12	12

13	13	13	13	13
14	14	14	14	14
15	15	15	15	15
16	16	16	16	16
17	17	17	17	17
18	18	18	18	18
19	19	19	19	19
20	20	20	20	20
21	21	21	21	21
22	22	22	22	22
23	23		23	

ロ　行政職給料表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	１級	２級	３級	４級
1	1	1	1	1
2	2	1	1	1
3	3	1	1	1
4	4	1	1	1
5	5	1	2	2
6	6	1	3	3
7	7	1	4	4
8	8	2	5	5
9	9	3	6	6
10	10	4	7	7
11	11	5	8	8
12	12	6	8	9
13	13	7	9	10
14	14	8	10	11
15	15	9	11	12
16	16	9	12	13
17	17	10	12	14
18	17	10	13	15
19	18	11	14	16
20	19	11	14	17
21	19	12	15	17
22	20	12	15	18
23	20	13	16	19
24	21	13	16	19
25	22	14	17	20
26	22			21

27	23			21
28	24			22
29	24			

附　則（昭和61年12月22日条例第６号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第１項の改正規定は、昭和62年１月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和61年４月１日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

３　昭和61年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員のうち、組合長の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第７項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和62年12月25日条例第２号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和62年４月１日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2　昭和62年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、組合長が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3　切替日からこの条例の施行の日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第７項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

6　切替期間において、改正前の条例第９条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第９条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９

条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第９条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第９条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第９条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年３月31日（同日前に組合長が定める事由が生じた職員にあつては、組合長が定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

8　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（昭和63年12月20日条例第２号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条第２項の改正規定は、昭和64年４月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和63年４月１日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

3　昭和63年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの条例の施行の日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第７項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

8　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成元年３月22日条例第４号）

この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附　則（平成元年12月21日条例第５号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成元年４月１日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2　平成元年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）
4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号給等の基礎）
5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第７項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（給与の内払）
6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成２年12月15日条例第１号）

（施行期日等）
1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成２年４月１日から適用する。ただし、第22条第１項の改正規定及び附則第８項の規定は、平成３年１月１日から適用する。
（最高号給の切替え等）
2　平成２年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。
（切替期間における異動者の号給等）
3　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（第５項において「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第７項及びこれらに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

6　切替期間において、改正前の条例第９条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第９条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９条の規定による住居手当の額に達していないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第９条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第９条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第９条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から平成３年３月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日）までの住居手当についても同様とする。

（休職者の給与に関する経過措置）

7　改正後の給与条例第22条第１項の規定は、附則第１項ただし書きに規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

（給与の内払）

8　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

9　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成３年12月25日条例第５号）

（施行期日等）

1　この条例中、第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成４年１月１日から施行する。

２　この条例第１条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「第１条改正条例」という。）の規定は、平成３年４月１日から適用する。

（第１条改正条例による最高号給等の切替等）

３　平成３年４月１日（以下「第１切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の第１切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（第１条改正条例による切替期間における異動者の号給等）

４　第１切替日からこの条例中第１条の規定の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第１条改正条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の第１条改正条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（第１切替日前の異動者の号給等の調整）

５　第１切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の第１切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が第１切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（第１切替日前の号給等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

７　第１条改正条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第１条改正条例の規定による給与の内払とみなす。

（職務の級への切替）

８　この条例第２条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「第２条改正条例」という。）の規定を適用する場合において、平成４年１月１日（以下「第２切替日」という。）の前日から引続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられているものの第２切替日における職務の級は、旧級に対応する同表の第２切替日における職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に２の職務の級が掲げられているときは、組合長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替等）

９　前項の規定により、第２切替日における職務の級を定められる職員の第２切替日の前日における号給（以下「旧号給」という。）が附則別表第２の号給の切替表（以下「切替表」という。）に掲げられている職員（次項に規定する職員を除く。）の第２切替日における号給（以下「新号給」という。）は、その者の旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。

10　旧号給が切替表に期間の定めのある号給である職員で、第２切替日において旧号給を受けていた期間がその者の旧号給に対応する切替表に定める期間に達しないものは、平成４年４月１日、同年７月１日、同年10月１日又は平成５年１月１日のうち、第２切替日から起算して当該期間とその者の第２切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日にその者の旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の第２切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、その者の旧号給に対応する切替表の暫定給料月額の欄に定める額とする。

11　附則第９項の規定により新号給を定められる職員に対する第２切替日以後における最初の条例第４条第４項又は第６項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（組合長の定める職員にあっては、組合長の定める期間。以下この項において同じ。）を新号給を受ける期間に通算する。

（第２条改正条例による最高号給等の切替等）

12　第２切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の第２切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（旧号給等の基礎）

13　前５項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条改正条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（規則への委任）

14　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第１（附則第８項関係）

職務の級の切替表

切替日の前日において職員の属する職務の級	切替日における職務の級
１級	１級
２級	２級
	３級
３級	４級
	５級
４級	６級

附則別表第２

職員の号給の切替表（附則第９項関係）

ア　行政職給料表（一）の適用を受ける職員

区分	１級			２級			３級			４級			５級			６級		
旧号給	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額
1			円			円			円			円			円			円
2				2														
3	2			3														
4	3			4														
5	4			5												1	3	
6	5			6												2	6	276,300
7	6			7						1	3					3	6	285,100
8	7			8			1	6	193,000	2	12	238,100				4	6	294,200
9	8			9			2	6	200,400	3	6	246,000	1	6	246,000	5	9	303,300
10	9			10			3	9	207,600	4	6	253,900	2	9	253,900	6	9	312,800
11	10			11			4	12	214,700	5	9	261,700	3	12	261,700	7	9	322,400
12	11			12			4	3		6	9	269,400	3			8	9	332,000
13	12			13	6	226,800	5	6	226,800	7	12	277,100	4			9	9	341,500
14	13			14	9	232,600	6	12	232,600	7			5	3		10	12	350,700
15	14			15	12	238,300	6			8	3		6	6	292,000	10		
16	15			15	3		7	6	243,800	9	6	299,300	7	12	299,300	11	6	365,900
17	16			16	9	249,000	8	12	249,000	10	12	305,900	7			12	12	372,300
18				17	12	254,000	8	3		10			8	9	312,300	12	6	376,900
19				17	6	258,900	9	12	258,900	11	12	316,900	9	12	316,900	13	12	381,300
20				18	12	263,400	9			11	3		9	12	321,000	13	9	385,600

21				18	6	267,200	10	12	267,200	12	12	325,000	9	3		14	12	389,900
22				19	12	270,800	10	3		12	12	327,900	10	12	327,900	14	12	394,000
23				19	12	273,700	11	12	273,700	12	3		10	12	330,800	14	3	
24				19			11	12	276,500	13	12	333,600	10	6	333,600	15	12	401,400
25							11			13	12	336,500	11	12	336,500			
26							12	12	281,900	13	6	339,500	11	12	339,500			
27							12	12	284,400	14	12	342,400	11	9	342,400			
28							12	3		14	12	345,200	12	12	345,200			
29							13	12	289,300	14	12	347,600	12	12	347,600			
30							13	12	291,700	14	3		12	12	350,000			

イ　行政職給料表（二）の適用を受ける職員

区分	１級			２級			３級			４級		
旧号給	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額	新号給	期間	暫定給料月額
1	1		円	1		円			円			円
2	2			2								
3	3			3								
4	4			4			1					
5	5			5			2					
6	6			6	3		3					
7	7			7	3		4					
8	8			8	6	184,300	5					
9	9			9	9	189,000	6			1	6	228,500
10	10			10	12	193,800	7	3		2	9	234,000
11	11			10			8	6	221,100	3	12	239,000
12	12			11	3		9	12	226,200	4	12	244,000
13	13			12	9	208,100	9			4	9	249,000
14	14			13	12	212,600	10	3		5	12	254,000
15	15			13			11	6	240,900	5	3	
16	16			14	3		12	9	245,600	6	12	264,100

17	17	3		15	9	225,000	13	12	250,500	6		
18	18	9	173,300	16	12	228,700	13			7	12	272,900
19	19	12	177,200	16	6	232,400	14			7		
20	19			17	12	235,000	15	9	264,200	8	12	280,200
21	20	12	184,200	17	6	237,300	16	12	267,400	8	3	
22	20			18	12	239,600	16	6	270,400	9	12	286,800
23	21	12	189,600	18	12	241,800	17	12	273,000	9	12	289,800
24	21			18			17	9	275,600	9		
25	22	12	195,100	19	12	246,000	18	12	278,000	10	12	295,700
26	22	3		19	3		18	12	280,400	10	12	298,300
27	23	12	200,100	20	12	250,300	18	3		10	3	
28	23	12	202,200	20	6	252,500	19	12	285,100	11	12	303,100
29	23			21	12	254,600	19	6	287,400	11	12	305,300
30	24	12	206,500	21	12	256,600	20	12	289,600			
31	24	9	208,600	21	3		20	12	291,600			
32	25	12	210,600	22	12	260,400						

附　則（平成４年12月25日条例第３号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成４年４月１日から適用する。ただし、第16条第１項の改正規定は平成５年１月１日から施行する。

（最高号給の切替え等）

２　平成４年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

３　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。切替期間において、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和54年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号。以下「昭和54年改正条例」という。）附則第７項の規定により昇給した職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における職務の級及び号給又は給料月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は昭和54年改正条例附則第７項及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

6　次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨（第１号に該当する者にあってはその者が職員となった日において、第２号に該当する者にあっては切替日において、第３号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者になった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の条例第６条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

（１）　切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和49年４月１日以前に生まれた者で改正後の条例第６条第２項第２号又は第４号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの

（２）　切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者

（３）　切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

（４）　切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者

（５）　新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の条例第７条第１項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の条例第６条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったもの

（６）　新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の条例第６条第２項第２号から第５号までの扶養親族がなかったもの

7　前項の規定による届出を行った者に対する改正後の条例第７条第２項及び第３項の規定の運用については、同条第２項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成４年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号。以下「改正条例」という。）附則第６項の規定による届出に」と、「同項第２号」と

あるのは「前項第２号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第６項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第３項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第６項」と、「同項第２号」とあるのは「第１項第２号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正条例附則第６項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第１項又は改正条例附則第６項」とする。

８　職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第７条第２項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第２項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成４年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号）の施行の日から30日」とする。

（１）　施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合

（２）　施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合

（３）　施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の条例第６条第２項第２号から第５号までの扶養親族がない場合

（住居手当に関する経過措置）

９　切替期間において、改正前の条例第９条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第９条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第９条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第９条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第９条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第９条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成５年３月31日（同日前に規則で定める事由が生じた職員にあっては、規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

10　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

11　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成５年12月28日条例第２号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び第14条の改正規定は、平成６年４月１日から施行する。

２　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成５年４月１日から適用する。

（最高号給の切替え等）

３　平成５年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

７　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払わられた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

８　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成６年12月20日条例第３号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成６年４月１日から適用する。

（最高号給の切替え等）

2　平成６年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成７年12月26日条例第４号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第７条の３及び第７条の４の改正規定は、平成８年１月１日から施行する。

2　この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第４項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成７年４月１日から適用する。

（最高号給の切替え等）

３　平成７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

４　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

５　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

６　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成８年３月31日までの間における異動者の号給等の調整）

７　施行日から平成８年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

８　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

９　附則第３項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成８年12月24日条例第１号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成８年４月１日から適用する。

（最高号給の切替え等）
2　平成８年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。
（切替期間における異動者の号給等）
3　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号給等の基礎）
5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（施行日から平成９年３月31日までの間における異動者の号給等の調整）
6　施行日から平成９年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
8　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成９年３月21日条例第１号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成９年12月22日条例第５号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成９年４月１日から適用する。

（最高号給の切替え等）

2　平成９年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成10年３月31日までの間における異動者の号給等の調整）

6　施行日から平成10年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

8　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成10年12月22日条例第２号）

（施行期日等）
1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第６条第４項、第７条の５第２項及び別表の規定は、平成10年４月１日から適用する。
（最高号給の切替え等）
2　平成10年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。
（切替期間における異動者の号給等）
3　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。
（切替日前の異動者の号給等の調整）
4　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（旧号給等の基礎）
5　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（施行日から平成11年３月31日までの間における異動者の号給等の調整）
6　施行日から平成11年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
7　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
8　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成11年12月22日条例第３号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成11年４月１日から適用する。

2　平成12年３月に支給される期末手当については、第15条第２項の規定にかかわらず、「100分の55」とあるのは「100分の25」とする。

（最高号給の切替え等）

3　平成11年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

4　切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、組合長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

6　前３項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成12年３月31日までの間における異動者の号給等の調整）

7　施行日から平成12年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず、改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

8　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）
9　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成12年12月25日条例第２号）

（施行期日等）
1　この条例は、平成13年４月１日から施行する。ただし、第６条第３項の改正規定は、平成13年１月１日から施行する。
2　この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第６条第３項の規定は、平成12年４月１日から適用する。

（給与の内払）
3　改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（期末手当の特例）
4　平成13年３月に支給する期末手当に関する第15条第２項の適用については、「100分の55」とあるのは「100分の35」とする。

附　則（平成13年12月21日条例第１号）

（施行期日等）
1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定は、平成13年４月１日から適用する。

（期末手当の特例）
2　第１条中平成14年３月に支給する期末手当に関する改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第15条第２項の適用については、「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

附　則（平成14年12月20日条例第３号）抄

（施行期日等）
1　この条例は、公布の日の属する翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第２条並びに附則第６項、第８項及び第９項の規定は平成15年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）
2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１及び別表第２の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）
3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）
4　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。
（平成15年３月に支給する期末手当に関する特例措置）
5　平成15年３月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、この条例の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第15条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第８項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第１号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
（１）　平成15年３月１日（期末手当について改正後の条例第15条第１項後段又は第17条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年４月１日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月１日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額
（２）　継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について規則で定める給料月額）並びに改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額
（平成15年６月に支給する期末手当に関する経過措置）
6　平成15年６月に支給する期末手当に関する第２条の規定による改正後の給与条例第15条第２項の規定の適用については、同項の規定中「６箇月以内」とあるのは「３箇月以内」と、同条例第15条第２項第１号中「６箇月」とあるのは「３箇月」と、同条例第15条第２項第２号中「５箇月以上６箇月未満」とあるのは「２箇月15日以上３箇月未満」と、同条例第15条第２項第３号中「３箇月以上５箇月未満」とあるのは「１箇月15日以上２箇月15日未満」と、同条例第15条第２項第４号中「３箇月未満」とあるのは「１箇月15日未満」とする。
（規則への委任）

7　附則第２項から前項までに定められるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等）

8　湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年湯河原町真鶴町衛生組合条例第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成15年12月１日条例第１号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第２条の規定は、平成16年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１及び別表第２の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5　平成15年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第１条の規定による改正後の給与条例第15条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第８項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規則で定める職員にあっては、第１号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

（1）　平成15年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新たに職員となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当（給与条例第７条の５第２項に規定する規則で定める額を除

く。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（２）　平成15年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（規則への委任）

6　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成16年３月３日条例第１号）

この条例は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月31日条例第２号）

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年12月１日条例第４号）

（施行期日）

1　この条例は、平成17年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成18年４月１日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

2　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１及び別表第２の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4　前２項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第１条の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5　平成17年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第１条の規定による改正後の給与条例第15条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第４項から第８項まで又は第17条第１項から第３項まで若しくは第５項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（規則で定める職員にあっては、

第１号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
（１）　平成17年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に新たに職員となった者（同年４月１日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（給与条例第７条の５第２項に規定する規則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年４月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
（２）　平成17年６月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
（規則への委任）
６　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則（平成18年２月28日条例第２号）
（施行期日）
第１条　この条例は、平成18年４月１日から施行する。
（号給の切替え）
第２条　平成18年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１及び別表第２の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（組合長の定める職員にあっては、組合長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。
（切替日前の異動者の号給の調整）
第３条　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び組合長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
第４条及び第５条　削除
（規則への委任）
第６条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第７条　湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表

１　行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級／経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1	３月未満		1	1	1	1	1
	３月以上６月未満		1	1	1	1	1
	６月以上９月未満		1	1	1	1	1
	９月以上12月未満		1	1	1	1	1
	12月以上		1	1	1	1	1
2	３月未満	1	1	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	1	2	1	1	1
	６月以上９月未満	3	1	3	1	1	1
	９月以上12月未満	4	1	4	1	1	1
	12月以上	5	1	5	1	1	1
3	３月未満	5	1	5	1	1	1
	３月以上６月未満	6	1	6	2	1	1
	６月以上９月未満	7	1	7	3	1	1
	９月以上12月未満	8	1	8	4	1	1
	12月以上	9	1	9	5	1	1
4	３月未満	9	1	9	5	1	1
	３月以上６月未満	10	2	10	6	2	1
	６月以上９月未満	11	3	11	7	3	1
	９月以上12月未満	12	4	12	8	4	1
	12月以上	13	5	13	9	5	1
5	３月未満	13	5	13	9	5	1
	３月以上６月未満	14	6	14	10	6	2
	６月以上９月未満	15	7	15	11	7	3
	９月以上12月未満	16	8	16	12	8	4
	12月以上	17	9	17	13	9	5
6	３月未満	17	9	17	13	9	5
	３月以上６月未満	18	10	18	14	10	6
	６月以上９月未満	19	11	19	15	11	7
	９月以上12月未満	20	12	20	16	12	8
	12月以上	21	13	21	17	13	9
7	３月未満	21	13	21	17	13	9
	３月以上６月未満	22	14	22	18	14	10
	６月以上９月未満	23	15	23	19	15	11

	９月以上12月未満	24	16	24	20	16	12
	12月以上	25	17	25	21	17	13
８	３月未満	25	17	25	21	17	13
	３月以上６月未満	26	18	26	22	18	14
	６月以上９月未満	27	19	27	23	19	15
	９月以上12月未満	28	20	28	24	20	16
	12月以上	29	21	29	25	21	17
９	３月未満	29	21	29	25	21	17
	３月以上６月未満	30	22	30	26	22	18
	６月以上９月未満	31	23	31	27	23	19
	９月以上12月未満	32	24	32	28	24	20
	12月以上	33	25	33	29	25	21
10	３月未満	33	25	33	29	25	21
	３月以上６月未満	34	26	34	30	26	22
	６月以上９月未満	35	27	35	31	27	23
	９月以上12月未満	36	28	36	32	28	24
	12月以上	37	29	37	33	29	25
11	３月未満	37	29	37	33	29	25
	３月以上６月未満	38	30	38	34	30	26
	６月以上９月未満	39	31	39	35	31	27
	９月以上12月未満	40	33	40	36	32	28
	12月以上	41	34	41	37	33	29
12	３月未満	41	34	41	37	33	29
	３月以上６月未満	42	35	42	38	34	30
	６月以上９月未満	43	37	43	39	35	31
	９月以上12月未満	44	38	44	40	36	32
	12月以上	45	40	45	41	37	33
13	３月未満	45	40	45	41	37	33
	３月以上６月未満	46	41	46	42	38	34
	６月以上９月未満	47	42	47	43	39	35
	９月以上12月未満	48	44	48	44	40	36
	12月以上	49	45	49	45	41	37
14	３月未満	49	45	49	45	41	37
	３月以上６月未満	50	47	50	46	42	38
	６月以上９月未満	51	49	51	47	43	39
	９月以上12月未満	52	50	52	48	44	40
	12月以上	53	52	53	49	45	41
15	３月未満	53	52	53	49	45	41
	３月以上６月未満	54	53	54	50	46	42
	６月以上９月未満	55	55	55	51	47	43

	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	58	57	53	49	45
16	3月未満	57	58	57	53	49	45
	3月以上6月未満	57	60	58	54	50	46
	6月以上9月未満	57	62	59	55	51	47
	9月以上12月未満	57	64	60	56	52	48
	12月以上	57	66	61	57	53	49
17	3月未満		66	61	57	53	49
	3月以上6月未満		68	62	58	54	50
	6月以上9月未満		71	63	59	55	51
	9月以上12月未満		74	64	60	56	52
	12月以上		77	65	61	57	53
18	3月未満		77	65	61	57	53
	3月以上6月未満		82	66	62	58	54
	6月以上9月未満		87	67	63	59	55
	9月以上12月未満		92	68	64	60	56
	12月以上		98	69	65	61	57
19	3月未満		98	69	65	61	57
	3月以上6月未満		98	70	66	62	58
	6月以上9月未満		98	71	67	63	59
	9月以上12月未満		98	72	68	64	60
	12月以上		98	73	69	65	61
20	3月未満			73	69	65	61
	3月以上6月未満			74	70	66	62
	6月以上9月未満			75	71	67	63
	9月以上12月未満			76	72	68	64
	12月以上			77	73	69	65
21	3月未満			77	73	69	65
	3月以上6月未満			78	74	70	66
	6月以上9月未満			79	75	71	67
	9月以上12月未満			80	76	72	68
	12月以上			81	77	73	69
22	3月未満			81	77	73	69
	3月以上6月未満			82	78	74	70
	6月以上9月未満			83	79	75	71
	9月以上12月未満			84	80	76	72
	12月以上			85	81	77	73
23	3月未満			85	81	77	73
	3月以上6月未満			86	82	78	74
	6月以上9月未満			87	83	79	75

	９月以上12月未満			88	84	80	76
	12月以上			89	85	81	77
24	３月未満			89	85	81	77
	３月以上６月未満			90	86	82	78
	６月以上９月未満			91	87	83	79
	９月以上12月未満			92	88	84	80
	12月以上			93	89	85	81
25	３月未満			93	89	85	81
	３月以上６月未満			94	90	86	82
	６月以上９月未満			95	91	87	83
	９月以上12月未満			96	92	88	84
	12月以上			97	93	89	85
26	３月未満			97	93	89	85
	３月以上６月未満			98	94	90	86
	６月以上９月未満			99	95	91	87
	９月以上12月未満			100	96	92	88
	12月以上			101	97	93	89
27	３月未満			101	97	93	89
	３月以上６月未満			102	98	94	90
	６月以上９月未満			103	99	95	91
	９月以上12月未満			104	100	96	92
	12月以上			105	101	97	93
28	３月未満			105	101	97	93
	３月以上６月未満			106	102	97	94
	６月以上９月未満			107	103	97	95
	９月以上12月未満			108	104	97	96
	12月以上			109	105	97	97
29	３月未満			109	105		97
	３月以上６月未満			110	105		97
	６月以上９月未満			111	105		97
	９月以上12月未満			112	105		97
	12月以上			113	105		97
30	３月未満			113			
	３月以上６月未満			114			
	６月以上９月未満			115			
	９月以上12月未満			116			
	12月以上			117			
31	３月未満			117			
	３月以上６月未満			118			
	６月以上９月未満			119			

	９月以上12月未満			120			
	12月以上			121			

２　行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 / 経過期間	１級	２級	３級	４級
1	３月未満	1	1	1	1
	３月以上６月未満	1	1	1	1
	６月以上９月未満	1	1	1	1
	９月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
2	３月未満	1	1	1	1
	３月以上６月未満	1	1	1	1
	６月以上９月未満	1	1	1	1
	９月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
3	３月未満	1	1	1	1
	３月以上６月未満	1	1	1	1
	６月以上９月未満	1	1	1	1
	９月以上12月未満	1	1	1	1
	12月以上	1	1	1	1
4	３月未満	1	1	1	1
	３月以上６月未満	2	1	1	1
	６月以上９月未満	3	1	1	1
	９月以上12月未満	4	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1
5	３月未満	5	1	1	1
	３月以上６月未満	6	1	1	1
	６月以上９月未満	7	1	1	1
	９月以上12月未満	8	1	1	1
	12月以上	9	1	1	1
6	３月未満	9	1	1	1
	３月以上６月未満	10	2	1	2
	６月以上９月未満	11	3	1	3
	９月以上12月未満	12	4	1	4
	12月以上	13	5	1	5
7	３月未満	13	5	1	5
	３月以上６月未満	14	6	1	6
	６月以上９月未満	15	7	1	7
	９月以上12月未満	16	8	1	8
	12月以上	17	9	1	9

8	3月未満	17	9	1	9
	3月以上6月未満	18	10	1	10
	6月以上9月未満	19	11	1	11
	9月以上12月未満	20	12	1	12
	12月以上	21	13	1	13
9	3月未満	21	13	1	13
	3月以上6月未満	22	14	1	14
	6月以上9月未満	23	15	2	15
	9月以上12月未満	24	16	3	16
	12月以上	25	17	4	17
10	3月未満	25	17	5	17
	3月以上6月未満	26	18	6	18
	6月以上9月未満	27	19	7	19
	9月以上12月未満	28	20	8	20
	12月以上	29	21	9	21
11	3月未満	29	21	9	21
	3月以上6月未満	30	22	10	22
	6月以上9月未満	31	23	11	23
	9月以上12月未満	32	24	12	24
	12月以上	33	25	13	25
12	3月未満	33	25	13	25
	3月以上6月未満	34	26	14	26
	6月以上9月未満	35	27	15	27
	9月以上12月未満	36	28	16	28
	12月以上	37	29	17	29
13	3月未満	37	29	17	29
	3月以上6月未満	38	30	18	30
	6月以上9月未満	39	31	19	31
	9月以上12月未満	40	32	20	32
	12月以上	41	33	21	33
14	3月未満	41	33	21	33
	3月以上6月未満	42	34	22	34
	6月以上9月未満	43	35	23	35
	9月以上12月未満	44	36	24	36
	12月以上	45	37	25	37
15	3月未満	45	37	25	37
	3月以上6月未満	46	38	26	38
	6月以上9月未満	47	39	27	39
	9月以上12月未満	48	40	28	40
	12月以上	49	41	29	41

16	３月未満	49	41	29	41
	３月以上６月未満	50	42	30	42
	６月以上９月未満	51	43	31	43
	９月以上12月未満	52	44	32	44
	12月以上	53	45	33	45
17	３月未満	53	45	33	45
	３月以上６月未満	54	46	34	46
	６月以上９月未満	55	47	35	47
	９月以上12月未満	56	48	36	48
	12月以上	57	49	37	49
18	３月未満	57	49	37	49
	３月以上６月未満	58	50	38	50
	６月以上９月未満	59	51	39	51
	９月以上12月未満	60	52	40	52
	12月以上	61	53	41	53
19	３月未満	61	53	41	53
	３月以上６月未満	62	54	42	54
	６月以上９月未満	63	55	43	55
	９月以上12月未満	64	56	44	56
	12月以上	65	57	45	57
20	３月未満	65	57	45	57
	３月以上６月未満	66	58	46	58
	６月以上９月未満	67	59	47	59
	９月以上12月未満	68	60	48	60
	12月以上	69	61	49	61
21	３月未満	69	61	49	61
	３月以上６月未満	70	62	50	62
	６月以上９月未満	71	63	51	63
	９月以上12月未満	72	64	52	64
	12月以上	73	65	53	65
22	３月未満	73	65	53	65
	３月以上６月未満	74	66	54	66
	６月以上９月未満	75	67	55	67
	９月以上12月未満	76	68	56	68
	12月以上	77	69	57	69
23	３月未満	77	69	57	69
	３月以上６月未満	78	70	58	70
	６月以上９月未満	79	71	59	71
	９月以上12月未満	80	72	60	72
	12月以上	81	73	61	73

24	３月未満	81	73	61	73
	３月以上６月未満	82	74	62	74
	６月以上９月未満	83	75	63	75
	９月以上12月未満	84	76	64	76
	12月以上	85	77	65	77
25	３月未満	85	77	65	77
	３月以上６月未満	86	78	66	78
	６月以上９月未満	87	79	67	79
	９月以上12月未満	88	80	68	80
	12月以上	89	81	69	81
26	３月未満	89	81	69	81
	３月以上６月未満	90	82	70	82
	６月以上９月未満	91	83	71	83
	９月以上12月未満	92	84	72	84
	12月以上	93	85	73	85
27	３月未満	93	85	73	85
	３月以上６月未満	94	86	74	86
	６月以上９月未満	95	87	75	87
	９月以上12月未満	96	88	76	88
	12月以上	97	89	77	89
28	３月未満	97	89	77	89
	３月以上６月未満	98	90	78	90
	６月以上９月未満	99	91	79	91
	９月以上12月未満	100	92	80	92
	12月以上	101	93	81	93
29	３月未満	101	93	81	93
	３月以上６月未満	102	94	82	93
	６月以上９月未満	103	95	83	93
	９月以上12月未満	104	96	84	93
	12月以上	105	97	85	93
30	３月未満	105	97	85	
	３月以上６月未満	106	98	86	
	６月以上９月未満	107	99	87	
	９月以上12月未満	108	100	88	
	12月以上	109	101	89	
31	３月未満	109	101	89	
	３月以上６月未満	110	102	89	
	６月以上９月未満	111	103	89	
	９月以上12月未満	112	104	89	
	12月以上	113	105	89	

32	３月未満	113	105		
	３月以上６月未満	113	105		
	６月以上９月未満	113	105		
	９月以上12月未満	113	105		
	12月以上	113	105		

附　則（平成18年９月29日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年３月23日条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。

（規則への委任）

２　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

３　湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成19年12月４日条例第３号）

（施行期日等）

１　この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成20年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第16条第２項第１号の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成19年４月１日から適用する。

（平成19年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

３　平成19年４月１日から第１条の規定の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、組合長の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、組合長の定めるところによる。

（施行日から平成20年３月31日までの間における異動者の号給の調整）

４　施行日から平成20年３月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、組合長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

6　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成21年３月18日条例第２号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

（規則への委任）

3　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成21年５月28日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成21年12月９日条例第５号）

（施行期日）

1　この条例は、平成21年12月１日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、平成22年４月１日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成21年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第１条による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第15条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第４項から第８項まで若しくは第17条第１項から第３項まで若しくは第５項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）　平成21年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条の２に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で、任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与条例第７条の５第２項に規定する規則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、

給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表（一）	１級	１号給から56号給まで
	２級	１号給から24号給まで
	３級	１号給から８号給まで
行政職給料表（二）	１級	１号給から72号給まで

（２）　平成21年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（規則への委任）

３　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成22年６月29日条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成22年６月30日から施行する。

附　則（平成22年11月30日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成22年12月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成23年４月１日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

２　平成22年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、第１条による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第15条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第４項から第８項まで又は第17条第１項から第３項まで若しくは第５項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（１）　平成22年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条の２に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で、任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職

手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（給与条例第７条の５第２項に規定する規則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表（一）	１級	１号給から57号給まで
	２級	１号給から64号給まで
	３級	１号給から48号給まで
	４級	１号給から32号給まで
	５級	１号給から24号給まで
	６級	１号給から16号給まで
	７級	１号給から４号給まで
行政職給料表（二）	１級	１号給から112号給まで
	２級	１号給から64号給まで
	３級	１号給から36号給まで
	４級	１号給から20号給まで

（２）　平成22年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成22年４月１日前に55歳に達した職員に関する読替え）

３　平成22年４月１日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第34項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年湯河原町真鶴町衛生組合条例第３号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（規則への委任）

４　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

５　湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成４年湯河原町真鶴町衛生組合条例第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

６　湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成６年湯河原町真鶴町衛生組合条例第２号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成23年３月14日条例第１号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年12月６日条例第２号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例は、平成23年12月１日から適用する。

（55歳を超える職員の昇給の号給数に係る経過措置）

2　第１条による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第４条第５項の規定は、昭和29年４月２日以降生まれの職員に適用し、昭和29年４月１日以前生まれの職員は、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第４条第５項の規定を適用する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

3　平成23年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第15条第２項（同条第３項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第４項から第８項まで又は第17条第１項から第３項まで若しくは第５項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）　平成23年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条の２に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で、任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち規則で定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（給与条例第７条の５第２項に規定する規則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表（一）	１級	１号給から57号給まで

	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
行政職給料表（二）	1級	1号給から113号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで

（2）　平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（規則への委任）

4　前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（平成24年3月1日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成24年11月29日条例第2号）

この条例中第1条の規定は平成25年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附　則（平成26年3月17日条例第4号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（平成26年9月29日条例第7号）抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年11月28日条例第9号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　第1条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第7条の4第3項第2号、別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第7条の4第3項第2号、別表第1及び別表第2の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成27年3月27日条例第1号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

2　平成27年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成31年３月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第７項に規定する特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

（平成28年３月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

3　切替日から平成28年３月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第７条の５第２項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

附　則（平成28年３月９日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、平成28年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第16条第２項第１号及び第２号、別表第１並びに別表第２の規定並びに第３条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例及び湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第２項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第３条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正条例附則第２項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第２項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第２項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

附　則（平成29年３月２日条例第１号）

（施行期日）

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（平成30年３月31日までの間における扶養手当に関する特例）

2　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間は、この条例による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第６条第３項及び第７条の規定の適用については、同項中「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき6,500円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき10,000円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については10,000円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については9,000円）」と、同条第１項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、「（２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

（２）　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（３）　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（４）　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）

」と、同条第３項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは、「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員とな

った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附　則（平成30年３月５日条例第１号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、平成30年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「第１条改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　第１条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下この項において「平成28年改正条例」という。）附則第２項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第３条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第２項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（平成30年12月７日条例第２号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、平成31年４月１日から施行する。

2　第１条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第17条第３項の改正規定を除く。第４項において同じ。）による改正後の同条例（第４項において「第１条改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第４項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年４月１日から適用する。

（休職者の給与に関する経過措置）

3　この条例の施行の際現に改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第17条第３項の規定により支給を受けている休職者は、改正後の第17条第３項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（給与の内払）

4　第１条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例及び湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年湯河原町真鶴町衛生

組合条例第３号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第２項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第３条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第２項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和元年６月21日条例第２号）

この条例は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和元年12月５日条例第４号）

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）　第１条中湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第15条第１項及び第４項の改正規定、同条例第15条の２第２号の改正規定、同条例第16条第１項及び第２項第１号の改正規定（「、若しくは失職し」を削る部分に限る。）並びに同条例第17条第５項の改正規定　令和元年12月14日

（2）　第２条及び第４条の規定並びに附則第４項及び第５項　令和２年４月１日

2　第１条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第１及び別表第２の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「第１条改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第８条第２項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　第１条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第３条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第１条改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

4　第２条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第７条の３の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和

３年３月31日までの間、第２条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項において「第２条改正後の給与条例」という。）第７条の３の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第２号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
（１）　第２条改正後の給与条例第７条の３第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
（２）　旧手当額から第２条改正後の給与条例第７条の３第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

５　前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

６　前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（令和２年11月20日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第６条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年11月30日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年11月30日条例第５号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第１及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第３条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第８条第２項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第５条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第３条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の湯河

原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与若しくは報酬は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与若しくは報酬の内払とみなす。

附　則（令和４年12月７日条例第６号）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（暫定再任用職員についての湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の適用に関する経過措置）

第12条　暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第５条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。以下この条及び附則第14条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第２条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第３条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第２項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第13条　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第６条第１項若しくは第２項又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。以下この条、次条及び附則第15条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第３条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第２項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に第５条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第２条第３項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第14条　暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条第３項、第16条第２項第２号及び第16条の３の規定を適用する。

第15条　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第７条の４第３項第２号、第10条第３項の規定を適用する。

附　則（令和５年11月30日条例第５号）

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第３条、第５条及び第６条（別表第１の改正規定を除く。）の規定は、令和６年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第１及び別表第２の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与

条例」という。）の規定、第４条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第８条第２項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第６条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第１の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第４条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第６条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与若しくは報酬は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与若しくは報酬の内払とみなす。

附　則（令和７年３月11日条例第１号）

（施行期日）

1　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2　（略）

3　（略）

（人の資格に関する経過措置）

4　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第15条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表（一）

（単位　円）

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200

	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,400
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	403,000
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	403,600
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	404,100
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	404,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	405,100
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	405,600
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	406,000
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	406,500
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	406,900
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	407,500
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	408,000
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	408,500
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	408,700
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	409,200
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	409,800
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	410,200
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	411,100
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	411,700
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,800	412,300
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,400	412,900
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,700	413,600
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	389,400	414,200

	75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	390, 000	414, 700
	76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	390, 500	415, 300
	77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	391, 500	416, 100
	78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	392, 300	416, 700
	79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	392, 900	417, 200
	80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	393, 500	417, 800
	81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	394, 200	418, 300
	82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	394, 800	418, 800
	83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	395, 400	419, 300
	84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	396, 000	419, 800
	85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	396, 600	420, 500
	86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	397, 100	421, 000
	87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	397, 600	421, 500
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	398, 100	422, 000
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	398, 700	422, 500
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	399, 100	422, 900
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	399, 600	423, 300
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	400, 100	423, 700
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	400, 700	424, 300
	94		295, 900	343, 600	382, 800	401, 200	424, 600
	95		296, 200	344, 100	383, 400	401, 600	425, 000
	96		296, 600	344, 500	384, 000	402, 000	425, 400
	97		296, 800	344, 700	384, 400	402, 400	425, 900
	98		297, 100	345, 100	385, 000		
	99			345, 500	385, 600		
	100			345, 800	386, 200		
	101			346, 100	386, 600		
	102			346, 500	387, 100		
	103			346, 900	387, 600		
	104			347, 300	388, 200		
	105			347, 800	388, 500		
	106			348, 200			
	107			348, 600			
	108			349, 000			
	109			349, 500			
	110			349, 900			
	111			350, 200			
	112			350, 500			
	113			351, 000			
	114			351, 400			

	115			351,800			
	116			352,200			
	117			352,600			
	118			353,000			
	119			353,400			
	120			353,800			
	121			354,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		151,700	188,700	216,200	245,900	256,200	275,600

備考　この給料表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

行政職給料表（二）

（単位　円）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	147,100	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	241,100	278,000	315,900

	23	171, 400	242, 300	278, 700	317, 200
	24	172, 600	243, 200	279, 400	318, 500
	25	173, 700	244, 300	279, 900	319, 600
	26	175, 200	245, 500	280, 600	321, 000
	27	176, 700	246, 700	281, 400	322, 400
	28	178, 200	247, 900	282, 100	323, 800
	29	179, 600	248, 700	282, 900	325, 300
	30	181, 000	249, 800	283, 800	326, 500
	31	182, 500	251, 000	284, 600	327, 800
	32	184, 000	252, 100	285, 400	329, 000
	33	185, 400	253, 200	286, 100	330, 000
	34	187, 100	254, 100	287, 000	330, 900
	35	188, 800	255, 000	287, 900	332, 000
	36	190, 500	256, 000	288, 800	333, 100
	37	192, 200	257, 000	289, 400	334, 200
	38	193, 300	257, 800	290, 200	335, 200
	39	194, 700	258, 600	291, 000	336, 200
	40	195, 800	259, 500	291, 800	337, 200
	41	200, 200	260, 400	292, 400	338, 100
	42	201, 200	261, 300	293, 400	339, 000
	43	202, 200	262, 200	294, 400	339, 900
	44	203, 000	263, 200	295, 300	340, 800
	45	203, 700	263, 800	296, 000	341, 700
	46	205, 200	264, 700	296, 900	342, 700
	47	206, 500	265, 700	297, 800	343, 700
	48	207, 600	266, 600	298, 600	344, 700
	49	208, 900	267, 600	299, 200	345, 700
	50	209, 600	268, 400	299, 800	346, 700
	51	210, 400	269, 200	300, 400	347, 700
	52	211, 100	269, 900	301, 100	348, 700
	53	212, 200	270, 500	301, 700	349, 600
	54	213, 100	271, 300	302, 500	350, 400
	55	214, 000	272, 100	303, 200	351, 300
	56	214, 800	272, 900	303, 900	352, 200
	57	215, 700	273, 500	304, 500	353, 000
	58	216, 700	274, 400	305, 200	353, 900
	59	217, 600	275, 300	305, 900	354, 700
	60	218, 500	276, 200	306, 500	355, 600
	61	219, 200	277, 100	307, 100	356, 400
	62	220, 000	278, 100	307, 800	357, 300

	63	220,800	278,900	308,500	358,200
	64	221,400	279,800	309,100	359,100
	65	222,100	280,600	309,600	359,600
	66	222,600	281,400	310,100	360,200
	67	223,000	282,200	310,700	360,800
	68	223,500	282,900	311,300	361,400
	69	224,100	283,500	311,900	361,800
	70	225,100	284,300	312,300	362,200
	71	226,000	285,100	312,800	362,800
	72	226,600	285,800	313,300	363,400
	73	227,100	286,500	313,600	363,900
	74	228,100	287,200	314,100	364,500
	75	229,100	287,900	314,600	365,000
	76	230,100	288,700	315,000	365,600
	77	230,600	289,200	315,200	366,600
	78	231,700	289,700	315,500	367,400
	79	232,800	290,100	315,800	368,100
	80	233,800	290,500	316,100	368,800
	81	234,500	290,900	316,400	369,200
	82	235,500	291,300	316,700	369,900
	83	236,400	291,800	317,000	370,600
	84	237,200	292,300	317,300	371,100
	85	238,000	292,600	317,500	371,600
	86	238,800	293,100	317,900	372,400
	87	239,500	293,700	318,200	373,100
	88	240,100	294,200	318,400	373,600
	89	240,700	294,500	318,600	374,100
	90	241,600	295,000	318,900	374,800
	91	242,500	295,500	319,200	375,300
	92	243,300	295,800	319,500	375,900
	93	244,200	296,200	319,700	376,400
	94	245,100	296,700	320,000	
	95	245,700	297,200	320,300	
	96	246,400	297,700	320,500	
	97	247,200	298,000	320,700	
	98	247,900	298,400	321,000	
	99	248,600	298,900	321,300	
	100	249,200	299,400	321,500	
	101	249,800	299,800	321,700	
	102	250,600	300,200	321,800	

	103	251,400	300,500	322,200	
	104	252,000	300,800	322,600	
	105	252,600	301,100	322,900	
	106	253,100		323,300	
	107	253,500		323,700	
	108	253,900		324,100	
	109	254,600		324,400	
	110	255,100		324,800	
	111	255,500		325,100	
	112	255,800		325,500	
	113	256,000		325,700	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		194,600	205,700	212,800	224,200

備考　この給料表は、自動車の運転、清掃業務、庁務員及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

別表第３（第３条関係）

等級別基準職務表

１　行政職給料表（一）の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
１級	定型的な業務を行う職務
２級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務
３級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
４級	係長又は主査の職務
５級	副課長又は主幹の職務
６級	所長、課長又は担当課長の職務

２　行政職給料表（二）の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
１級	定型的な業務を行う職務
２級	知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
３級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
４級	特に高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務